

奨学金の借入額の高額化について

I：背景

- 現在、奨学金の返還が困難な状況に陥っている者が増加している。
- その原因の一つとして、奨学金を多額に借り入れた結果、卒業後の本人の収入額に見合った額に比して多額の返還をすることが必要となり、結果として、返還困難な状況に陥っているのではないかと考えられる。

II：論点

- 多額の借入れが、返還困難な状況を生じさせる原因の一つと考えられるならば、奨学金の貸与に当たり、何らかの上限額を設定する必要があるのではないか。
- 現在、奨学金の貸与は教育施策であるとの観点から、貸与に際しての与信を行っておらず（将来の返還可能性は考慮していない）仮に、上限額の設定をするのであれば、このこととの整合性をどうとるのか。
- 修学段階においてに必要な経費を奨学金でまかなえなくなる可能性も生じうるが、教育の機会均等との関係をどう考えるか。
- あるいは、上限額の設定以外に、借入れが高額とならないような手当はないか。

III：参考

- 奨学金の貸与月額、第1種・第2種、学校種等ごとに、それぞれ政令によって規定されている。

注) 貸与月額の最高値

30万8000円（1種・2種併用貸与で法科大学院へ進学し、2種について、増額貸与を受けた場合）

<別紙>

学生への奨学金の貸与額と返還額について

～学生等への奨学金の貸与額と返還額について～

【無利子奨学金の場合】

	高校<3年間>	学部<4年間>	修士<2年間>	博士<3年間>	返 還
<最低額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<無利子> 月額3万円×4年 計 144万円 累計 208万8千円	<無利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 328万8千円	<無利子> 月額8万円×3年 計 288万円 累計 616万8千円	要返還額 616万8千円 返還月額 25,700円×20年 月収に占める割合 9.8%
<最高額>	<無利子:私立自宅外> 月額3万5千円×3年 計 126万円	<無利子:私立自宅外> 月額6万4千円×4年 計 307万2千円 累計 433万2千円	<無利子> 月額8万8千円×2年 計 211万2千円 累計 644万4千円	<無利子> 月額12万2千円×3年 計 439万2千円 累計1,083万6千円	要返還額 1,083万6千円 返還月額45,150円×20年 月収に占める割合 17.3%
<利用者数が最多の月額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<無利子:私立自宅> 月額5万4千円×4年 計 259万2千円 累計 324万円	<無利子> 月額8万8千円×2年 計 211万2千円 累計 535万2千円	<無利子> 月額12万2千円×3年 計 439万2千円 累計 974万4千円	要返還額 974万4千円 返還月額40,600円×20年 月収に占める割合 15.5%
<利用者数が最多の月額> (学部及び修士課程)		<無利子:私立自宅> 月額5万4千円×4年 計 259万2千円	<無利子> 月額8万8千円×2年 計 211万2千円 累計 470万4千円		要返還額 470万4千円 返還月額19,600円×20年 月収に占める割合 7.5%

注：以下により増額した場合には、要返還額が増額

入学時等の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)により、入学直後及び短期留学時の貸与月額に増額可能(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択)

～学生等への奨学金の貸与額と返還額について～

【有利子奨学金の場合】

	高校<3年間>	学部<4年間>	修士<2年間>	博士<3年間>	返 還
<最低額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<有利子> 月額3万円×4年 計 144万円 累計 208万8千円	<有利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 328万8千円	<有利子> 月額5万円×3年 計 180万円 累計 508万8千円	要返還額 548万1千円 (うち利息 39万3千円) 返還月額22,838円×20年 月収に占める割合 8.7%
<最高額>	<無利子:私立自宅外> 月額3万5千円×3年 計 126万円	<有利子> 月額12万円×4年 計 576万円 累計 702万円	<有利子> 月額15万円×2年 計 360万円 累計 1,062万円	<有利子> 月額15万円×3年 計 540万円 累計 1,602万円	要返還額 1,732万8千円 (うち利息 130万8千円) 返還月額72,198円×20年 月収に占める割合27.6%
<利用者が 最多の月額>	<無利子:国公立自宅> 月額1万8千円×3年 計 64万8千円	<有利子> 月額5万円×4年 計 240万円 累計 304万8千円	<有利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 424万8千円	<有利子> 月額15万円×3年 計 540万円 累計 964万8千円	要返還額 1,044万5千円 (うち利息 79万7千円) 返還月額43,521円×20年 月収に占める割合16.7%
<利用者が 最多の月額> (学部及び 修士課程)		<有利子> 月額5万円×4年 計 240万円	<有利子> 月額5万円×2年 計 120万円 累計 360万円		要返還額 391万9千円 (うち利息 31万9千円) 返還月額16,328円×20年 月収に占める割合6.2%

※月収26万1千円(毎月勤労統計調査(平成26年3月))、有利子奨学金貸与利率0.82%(平成26年3月貸与終了者固定利率)として試算

注：以下により増額した場合には、要返還額が増額

- ①法科大学院は月額15万円を選択した場合、4万円又は7万円の増額が可能(→貸与月額:19万円又は22万円)
- ②[私立大学のみ]医学・歯学の課程は月額12万円を選択した場合、4万円の増額が可能(→貸与月額:16万円)
薬学・獣医学の課程は月額12万円を選択した場合、2万円の増額が可能(→貸与月額:14万円)
- ③入学時等の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)により、入学直後及び短期留学時の貸与月額に増額可能(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択)